

令和 7 年 9 月 9 日

能代市住宅リフォーム支援事業（災害復旧）の運用について

◆ 本制度の利用について

住宅リフォーム支援事業において、下記の条件を満たす場合は、過去の利用実績にかかわらず、再度利用することが可能です。

【対象条件】

1. 令和7年8月からの大雨による被害
2. 罹災証明が交付された住戸（車庫、倉庫含む）等
 ※住戸の罹災証明が交付された場合、付属する車庫、倉庫も対象
3. その他の条件は、住宅リフォーム支援事業の通常の運用に準ずる

◆ 秋田県補助制度との併用について

同一のリフォーム工事について、秋田県が実施する補助制度との併用が可能です。

◎秋田県補助制度の概要

秋田県では、通常、子育て世帯、移住・定住、断熱・省エネ改修等を対象としたリフォーム推進事業を実施していますが、大雨災害に伴い、災害復旧を対象とした支援制度を実施しています。

対象災害：令和7年8月5日からの大雨

対象地域：県内全域

対象被害：半壊又は床上浸水以上の住家被害
（市町村が交付する罹災証明による）

受付期間：令和7年8月20日～令和8年3月13日

対象工事：①大雨に起因する被害箇所の原形復旧を目的とする工事

 ※経年劣化、災害復旧に直接関係しない工事は対象外

 ②県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの

 ③補助対象工事が50万円以上

補 助 額：補助対象工事費の10%、最大8万円